

仙北市電気自動車用充電設備設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 低炭素社会とクリーンな観光地づくりを推進するため、電気自動車用充電設備を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、仙北市補助金等交付規則（平成17年9月20日規則第39号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、電気自動車用充電設備とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に適合する充電設備）であって、そのうちの電気自動車に充電するための設備のうち、次に定めるものをいう。

- (1) 急速充電器 商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kw以上のもの
- (2) 普通充電器 自立型充電器であり、充電用コンセントをボックス内に収納する簡易充電器を除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人事業者で、市内に保有する土地又は市内で借り受ける土地に電気自動車用充電設備を設置する事業を行う者であること。
- (2) 市税及び市諸収入金の滞納がない者
- (3) 過去にこの事業の補助を受けていない者
- (4) 設置した電気自動車用充電設備を、広く公共の用に供することができる者

2 ただし、特定の地域に集中して設置が見込まれる場合は、本補助金の対象としないことがある。

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の交付対象経費、補助率、補助上限額は次のとおりとする。

- (1) 交付対象経費：充電設備機器費及び設置工事費
- (2) 補助率：1／2以内（経済産業省の次世代自動車充電インフラ整備促進事業の2／3補助を受ける場合は1／3以内）
- (3) 補助上限額：50万円（千円未満切り捨て）

(補助対象となる電気自動車用充電設備)

第5条 補助対象となる電気自動車用充電設備は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 新規品であること。
- (2) 経済産業省の次世代自動車充電インフラ整備促進事業の補助対象設備として指定されたもの又は同等以上の性能・品質であるもの
(申請)

第6条 この補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電気自動車用充電設備の購入及び設置工事の着手前に、次に掲げる書類とともに電気自動車用充電設備設置事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 電気自動車用充電設備及び設置工事費見積書の原本又は複写
- (2) 設置工事箇所の現況写真
- (3) 電気自動車用充電設備説明書とパンフレットの現物又は複写
- (4) 設置工事箇所の固定資産税課税台帳の写し
- (5) 申請者の市税の完納を証明する書類
- (6) 収支予算書
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、設置工事箇所の現地確認と書類の審査を速やかに行い、補助金交付の可否について電気自動車用充電設備設置事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。
(事業変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、電気自動車用充電設備設置事業の交付を決定したものについて、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、電気自動車用充電設備設置事業補助金交付決定取消（変更）通知書（様式第3号）により、補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容を変更することができる。

- (1) 補助金の交付決定後に生じた事情により、電気自動車用充電設備の購入及び設置工事の全部又は一部を行う必要がなくなったとき。
- (2) 前号以外の理由により、充電設備機器の購入及び設置工事を遂行できないとき。
(事業内容の変更等)

第9条 補助対象者は、電気自動車用充電設備の購入及び設置工事を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに次に定める手続きをしなければならない。

(1) 第5条に規定する書類の内容又は記載した事項に変更があるときは、電気自動車用充電設備設置事業変更申請書(様式第4号)により市長の承認を受けること(市長が認める軽微な変更を除く。)

(2) 電気自動車用充電設備の購入及び設置工事を中止し、又は廃止しようとするときは、電気自動車用充電設備設置事業中止(廃止)申請書(様式第5号)により市長の承認を受けること。

2 市長は、前項の場合においては、補助金交付決定取消(変更)通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

(完了届け)

第10条 第7条の規定による交付決定の通知を受けた補助対象者は、設置工事が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに電気自動車用充電設備設置事業完了届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 電気自動車用充電設備の購入代金及び設置工事費の領収書原本又は写し

(2) 設置工事後の写真

(3) 収支決算書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(現地調査)

第11条 市長は、前条に規定する書類が提出されたときは、速やかに現地調査を行い、設置状況及び設置された電気自動車用充電設備の稼働状況を確認し、電気自動車用充電設備の稼働状況を可とした場合は、電気自動車用充電設備設置事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金等交付確定通知書の通知を受けた後に、電気自動車用充電設備設置事業補助金交付請求書(様式第8号)により、補助金を請求するものとする。

(手続代行者)

第13条 第6条に規定する補助金の交付の申請、第9条に規定する変更・中止・廃止の承認申請、第10条に規定する完了届及び補助金請求の手続について、補助対象者以外の者が行う場合は、委任状(様式第9号)を提出しなければならない。

2 前項の規定により手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、委任された手続について誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に従って取り扱わなければならない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の氏名又は名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 虚位その他の不正な手段等により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(財産処分制限)

第16条 補助対象者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならず、市長の承認を受けたいときは規則第20条の定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。